

妙高里山応援団支援活動実施要項

妙高市は、里山を中心に四季折々の美しさを映し出す景観に囲まれ、伝統文化が息づいている地域です。しかし、過疎化や高齢化の進行により、集落における草刈り等の共同作業、地域行事等の運営を維持することが難しくなっています。

このため、市では地域内外の団体や事業所、個人などの有志を募り、里山の支援組織「妙高里山応援団」を結成し、町内会などの地域コミュニティだけでは困難となってきた共同作業などの活動を支援するとともに、これらの支援活動を通じて交流を促進し、里山の活性化を図る取り組みを実施します。

1. 主な活動の内容

- ・活動の内容は、里山地域の集落等から要請のあった活動とします。
- ・支援活動は基本的に半日程度で、内容は次に掲げるものを予定しています。
 - ① 道路の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
 - ② 植栽・下刈り等の森林保全活動
 - ③ 鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策活動
 - ④ 集落の祭りや地域行事等の支援活動
 - ⑤ その他集落等の維持・活性化を図る上で必要な活動

2. 支援活動の実施

事務局が集落等と団員との支援活動内容の連絡調整等を行います。支援活動は、集落等からの要望に応じて、事務局が登録のあった団員（個人及び団体等）の中から参加者を募集し、参加を希望した団員がボランティアで行います。

① 支援活動の申込み

支援活動を要望する集落等は、作業内容等を記載した支援活動申込書を支援活動実施の30日前までに、事務局に提出するものとします。

② 支援活動の決定等

事務局は、集落等からの支援活動申込書の提出があった場合は、支援活動当日の作業内容、留意事項等を確認し、支援活動の実施を決定します。

③ 支援活動の参加募集

事務局は、支援活動の実施を決定した後に、登録のあった団員に作業日程、作業内容等を電子メールで配信し、参加団員の募集を行います。なお、団体登録会員については団体の連絡担当者を通じて参加団員の募集を行います。

④ 支援活動団員の決定

事務局は、参加の申し込みのあった団員の中から支援活動に参加する団員を決定し、参加団員の名簿を地域に連絡します。受入地域では支援活動当日の受入体制等の詳細な準備を行います。

⑤ 支援活動参加団員への連絡

事務局は、決定した団員へ集合時間、集合場所、留意事項等を参加団員に電子メールで連絡します。また、事務局は、必要に応じて支援活動の当日までの集落等と団員との連絡調整を行うものとします。

⑥ 支援活動の実施

参加団員は、連絡のあった日時・場所に各自で集合します。受入地域では、現地

で団員の受入れを行い、活動に係る説明後、支援活動を行うものとします。作業終了後は現地解散とします。

⑦ 支援活動の確認

現地立会を行う事務局並びに地域の代表者は支援活動の終了を確認するとともに、団員の活動内容を幅広く周知するものとします。

3. 活動経費の負担

- ・ 団員はボランティアで支援活動を行うため、日当等の支給は要しません。
- ・ 支援活動場所までの交通費及び当日の食費は、原則として団員が負担します。
- ・ 作業に必要な作業服、雨具等は、原則として団員が用意します。但し、作業に必要な機材など地域で用意できるものがある場合は、なるべくご用意ください。

4. 保 険

団員（実際に支援活動に参加する者）は、ボランティア活動保険に加入し同保険の適用の範囲内で補償します。また、その保険料は妙高市が負担します。

5. 支援活動の選定及び実施に当たっての留意事項

- ・ 支援活動の対象は、集落等が行う各種共同作業などで、個人の経済活動は対象となりません。
- ・ 支援活動には原則として事務局が立ち会います。

6. 個人情報等の取扱い

登録した個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、メールアドレス等）及び団体に関する情報は事務局と集落の代表者で適正に管理し、支援活動以外の目的には使用しません。但し、今後の交流活動などを目的とした活用について同意をいただいた場合は除きます。

また、支援活動状況等については、市報、及び市ホームページ等で紹介する場合があります。

7. 免責事項

妙高里山応援団の団員又は集落の住民等による故意又は重大な過失により生じた損害については、事務局はその責任を負いません。

お問い合わせ・お申込み

妙高里山応援団事務局（妙高市地域づくり協働センター）

電 話：0255-73-7808 FAX：0255-73-7230

メー ル：satoyama@city.myoko.niigata.jp（妙高里山応援団専用メール）

住 所：〒944-0046 新潟県妙高市上町9-3（勤労者研修センター内）